



発行 新潟県

第 13 号

平成25年2月15日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 5 新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則（障害福祉課）
- 6 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則（障害福祉課）
- 7 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則（障害福祉課）
- 8 新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則（障害福祉課）
- 9 新潟県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（障害福祉課）
- 10 新潟県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（障害福祉課）
- 11 新潟県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（障害福祉課）
- 12 新潟県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（障害福祉課）

告 示

- 176 廃棄物が地下にある土地の指定区域の指定（廃棄物対策課）
- 177 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定（高齢福祉保健課）
- 178 介護保険法による介護老人保健施設の開設許可（高齢福祉保健課）
- 179 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 180 平成24年度地籍調査事業計画の変更（農村環境課）
- 181 建設業法による営業の停止（監理課）
- 182 道路の区域変更（道路管理課）
- 183 道路の供用開始（道路管理課）
- 184 道路の区域変更（道路管理課）
- 185 道路の区域変更（道路管理課）
- 186 道路の供用開始（道路管理課）
- 187 道路の区域変更（道路管理課）
- 188 道路の供用開始（道路管理課）
- 189 道路の区域変更（道路管理課）
- 190 道路の区域変更（道路管理課）
- 191 道路の供用開始（道路管理課）
- 192 都市計画事業の事業計画の変更認可（都市政策課）
- 193 新潟県収入証紙の売りさばき人の名称変更（出納局管理課）

公 告

- 一般競争入札の実施（警察本部会計課）
- 一般競争入札の実施（通信指令課）

病院局公告

- 特定調達契約の落札者等（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

監査委員公表

- 監査結果公表（監査委員事務局）
- 監査結果公表（監査委員事務局）

規 則

新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。
平成25年2月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第5号

新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第68号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(指定福祉型障害児入所施設の従業者の員数)

第3条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 嘱託医 1以上

(2) 看護師 ア又はイに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童（以下「自閉症児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を20で除して得た数以上

イ 主として肢体不自由（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第3項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1以上

(3) 児童指導員及び保育士 アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア 児童指導員及び保育士の総数 (ア)から(ウ)までに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数

(ア) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4.3で除して得た数以上（30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該数に1を加えた数以上）

(イ) 主として盲児（強度の弱視児を含む。）又はろうあ児（強度の難聴児を含む。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児である乳児又は幼児（次条第3号及び第8条第2号において「乳幼児」という。）の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を5で除して得た数の合計数以上（35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該合計数に1を加えた数以上）

(ウ) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上

イ 児童指導員 1以上

ウ 保育士 1以上

(4) 栄養士 1以上

(5) 調理員 1以上

(6) 児童発達支援管理責任者 1以上

(設備)

第4条 条例第6条第3項の居室の基準は、次のとおりとする。

(1) 一の居室の定員は、4人以下とすること。

(2) 障害児1人当たりの床面積は、4.95平方メートル以上とすること。

(3) 前2号の規定にかかわらず、乳幼児のみの一の居室の定員は6人以下とし、1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。

(4) 入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

(指定福祉型障害児入所施設の入所利用者負担額)

第5条 条例第18条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第24条の7第1項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に支給された場合は、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第27条の6第1項に規定する食費等の基準費用額（法第24条の7第2項において準用する法第24条の3第9項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に代わり当該福祉型障害児入所施設に支払われた場合は、同令第27条の6第1項に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号に掲げる費用については、食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針(平成24年3月厚生労働省告示第231号)に定めるところによるものとする。

(給付金)

第6条 条例第32条の規則で定める給付金は、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第31条の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金(平成24年3月厚生労働省告示第305号)に定めるものとする。

(記録の整備)

第7条 条例第52条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 入所支援計画
- (2) 条例第16条第1項に規定する提供した指定入所支援に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 条例第33条の規定による県への通知に係る記録
- (4) 条例第42条第2項に規定する身体拘束等の記録
- (5) 条例第48条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 条例第50条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定医療型障害児入所施設の従業者の員数)

第8条 指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院として必要とされる従業者 同法に規定する病院として必要とされる数
- (2) 児童指導員及び保育士 アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数
ア 児童指導員及び保育士の総数 (イ)又は(ロ)に掲げる指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ(イ)又は(ロ)に定める数
ロ 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を6.7で除して得た数以上
イ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害児である乳幼児の数を10で除して得た数及び障害児である少年の数を20で除して得た数の合計数以上
エ 児童指導員 1以上
ウ 保育士 1以上
- (3) 心理指導を担当する職員 1以上(主として重症心身障害児(法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。次号において同じ。)を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。)
- (4) 理学療法士又は作業療法士 1以上(主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。)
- (5) 児童発達支援管理責任者 1以上
(指定医療型障害児入所施設の入所利用者負担額)

第9条 条例第56条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 日用品費
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの
(準用)

第10条 第6条及び第7条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第6条中「第32条」とあるのは「第59条において準用する条例第32条」と、第7条中「第52条第2項」とあるのは「第59条において準用する条例第52条第2項」と、第7条第2号中「第16条第1項」とあるのは「第59条において準用する条例第16条第1項」と、第7条第3号中「第33条」とあるのは「第59条において準用する条例第33条」と、第7条第4号中「第42条第2項」とあるのは「第59条において準用する条例第42条第2項」と、第7条第5号中「第48条第2項」とあるのは「第59条において準用する条例第48条第2項」と、第7条第6号中「第50条第2項」とあるのは「第59条において準用する条例第50条第2項」と読み替えるものとする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成23年 6月17日前から存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）第5条による改正前の法第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定知的障害児施設等」という。）（知的障害児施設又は盲ろうあ児施設であるものに限る。）であって、整備法附則第27条の規定により整備法第5条による改正後の法第24条の2第1項の指定を受けたものとみなされたもの（同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、第4条の規定を適用する場合には、同条第1号中「4人」とあるのは「15人」と、同条第2号中「4.95平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とし、同条第3号の規定は、適用しない。
- 3 平成24年 4月 1日前から存する旧指定知的障害児施設等（肢体不自由児施設であるものに限る。）であって、整備法附則第27条の規定により整備法第5条による改正後の法第24条の2第1項の指定を受けたものとみなされたもの（同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、第4条の規定は、適用しない。
-

新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年2月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第6号

新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第69号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(従業者の員数)

第3条 生活介護を行う場合において指定障害者支援施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める数

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)及び(イ)に掲げる数を合計した数以上

(ア) a から c までに掲げる平均障害程度区分（厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法（平成18年9月厚生労働省告示第542号）に定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ a から c までに定める数

a 平均障害程度区分が4未満 利用者（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成18年9月厚生労働省告示第553号）に定める者を除く。b及びcにおいて同じ。）の数を6で除した数

b 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数

c 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数

(イ) (ア) a の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者である利用者の数を10で除した数

イ 看護職員の数 生活介護の単位ごとに、1以上

ウ 理学療法士又は作業療法士の数 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数

エ 生活支援員の数 生活介護の単位ごとに、1以上

(3) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 条例第5条第1項第3号の規則で定めるものは、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月厚生労働省告示第544号）に定める者とする。

3 第1項第2号の生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

4 第1項第2号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

5 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 自立訓練（機能訓練）を行う場合において指定障害者支援施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める数

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

イ 看護職員の数 1以上

- ウ 理学療法士又は作業療法士の数 1以上
- エ 生活支援員の数 1以上
- (2) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
- ア 利用者の数が60以下 1以上
- イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 7 条例第5条第4項に規定する生活支援員の員数は、1以上とする。
- 8 第6項第1号の看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 9 第6項第1号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 10 第6項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 11 自立訓練（生活訓練）を行う場合において指定障害者支援施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
- (2) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
- ア 利用者の数が60以下 1以上
- イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 12 条例第5条第7項の生活支援員及び看護職員の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 生活支援員及び看護職員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
- (2) 生活支援員の数 1以上
- (3) 看護職員の数 1以上
- 13 条例第5条第8項に規定する生活支援員の員数は、1以上とする。
- 14 第11項第1号又は第12項の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 15 第11項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 16 就労移行支援を行う場合において指定障害者支援施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 職業指導員及び生活支援員 アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数
- ア 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
- イ 職業指導員の数 1以上
- ウ 生活支援員の数 1以上
- (2) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上
- (3) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
- ア 利用者の数が60以下 1以上
- イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 17 認定指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 職業指導員及び生活支援員 アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数
- ア 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上
- イ 職業指導員の数 1以上
- ウ 生活支援員の数 1以上
- (2) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
- ア 利用者の数が60以下 1以上
- イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 18 第16項第1号又は前項第1号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。
- 19 第16項第2号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 20 第16項第3号又は第17項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 21 就労継続支援B型を行う場合において指定障害者支援施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従

業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 職業指導員及び生活支援員 アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上

イ 職業指導員の数 1以上

ウ 生活支援員の数 1以上

(2) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

22 前項第1号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

23 第21項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

24 施設入所支援を行う場合において指定障害者支援施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者に対してのみその提供が行われる単位にあつては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする。

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) サービス管理責任者 当該指定障害者支援施設等において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

25 前項第1号の施設入所支援の単位は、施設入所支援であつて、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

26 この条における利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。（複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数）

第4条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、前条第4項、第8項、第9項、第14項、第18項（第17項第1号に係る部分を除く。）、第19項及び第22項の規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、前条第1項第3号、第5項、第6項第2号、第10項、第11項第2号、第15項、第16項第3号、第17項第2号、第20項、第21項第2号及び第23項の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等に定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。

(1) 利用者の数の合計が60以下 1以上

(2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

（設備）

第5条 条例第9条第2項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 訓練・作業室 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 専ら当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

イ 利用者1人当たりの床面積は、おおむね3平方メートル以上とすること。

ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 居室 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

- イ 地階に設けてはならないこと。
 - ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。
 - エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - カ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
 - キ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- (3) 食堂 次に掲げる要件を満たしていること。
- ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。
 - イ 必要な備品を備えること。
- (4) 浴室 利用者の特性に応じたものとする。
- (5) 洗面所 次に掲げる要件を満たしていること。
- ア 居室のある階ごとに設けること。
 - イ 利用者の特性に応じたものであること。
- (6) 便所 次に掲げる要件を満たしていること。
- ア 居室のある階ごとに設けること。
 - イ 利用者の特性に応じたものであること。
- (7) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (8) 廊下幅 次に掲げる要件を満たしていること。
- ア 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。
 - イ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。
- (利用者負担額等)

第6条 条例第23条第3項の規則で定める費用は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活介護を行う場合 アからエまでに掲げる費用
- ア 食事の提供に要する費用
 - イ 創作的活動に係る材料費
 - ウ 日用品費
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
- (2) 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を行う場合 アからウまでに掲げる費用
- ア 食事の提供に要する費用
 - イ 日用品費
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
- (3) 施設入所支援を行う場合 アからオまでに掲げる費用
- ア 食事の提供に要する費用及び光熱水費（障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第21条第1項第1号に規定する食費等の基準費用額（法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設等に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）
 - イ 厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準（平成18年9月厚生労働省告示第541号）に定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - ウ 被服費
 - エ 日用品費
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生

活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

- 2 前項第1号ア、第2号ア及び第3号アに掲げる費用については、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針(平成18年9月厚生労働省告示第545号)に定めるところによるものとする。

(給付金)

- 第7条** 条例第43条の規則で定める給付金は、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準第38条の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金(平成23年9月厚生労働省告示第378号)に定めるものとする。

(記録の整備)

- 第8条** 条例第61条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第21条第1項及び第2項に規定するサービスの提供の記録
- (2) 施設障害福祉サービス計画
- (3) 条例第44条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第53条第2項に規定する身体拘束等の記録
- (5) 条例第57条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 条例第59条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(委任)

- 第9条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(居室の定員の経過措置)

- 2 平成18年10月1日前から存する法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)第21条の6に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。)による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第81号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。)第2条第1号イに規定する指定知的障害者入所更生施設に限る。以下「指定知的障害者更生施設」という。)、旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの(旧知的障害者更生施設等指定基準第2条第2号イに規定する指定特定知的障害者入所授産施設に限る。以下「指定特定知的障害者授産施設」という。))又は旧知的障害者福祉法第21条の8に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの(以下「指定知的障害者通勤寮」という。))において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第5条の規定を適用する場合においては、同条第2号ア中「4人」とあるのは、「原則として4人」とする。

(居室面積の経過措置)

- 3 平成18年10月1日前から存する法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。)第29条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの(以下「指定身体障害者更生施設」という。)、旧身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの(以下「指定身体障害者療護施設」という。)(整備省令による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第79号。以下「旧身体障害者更生施設等指定基準」という。)附則第3条の適用を受けているものに限る。)、旧身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの(旧身体障害者更生施設等指定基準第2条第3号イに規定する指定特定身体障害者入所授産施設に限る。以下「指定特定身体障害者授産施設」という。)、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設又は指定知的障害者通勤寮において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第5条の規定を適用する場合においては、同条第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。

- 4 平成18年10月1日前から存する法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができること

とされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項第1号に規定する精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）又は同項第2号に規定する精神障害者授産施設（整備省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第23条第1号に規定する精神障害者通所授産施設及び同条第2号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。以下「精神障害者授産施設」という。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第5条の規定を適用する場合においては、同条第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「4.4平方メートル」とする。

5 平成18年10月1日前から存する指定身体障害者更生施設若しくは指定特定身体障害者授産施設であって旧身体障害者更生施設等指定基準附則第2条第1項若しくは第4条第1項の規定の適用を受けているもの又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通所授産施設であって旧知的障害者更生施設等指定基準附則第2条から第4条までの規定の適用を受けているものにおいて、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第5条の規定を適用する場合においては、同条第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。

6 平成24年4月1日において現に存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第5条による改正前の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定知的障害児施設等」という。）であって、同日以後指定障害者支援施設等となるものに対する第5条第2号の規定の適用については、当分の間、同号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「4.95平方メートル」とする。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

（ブザー又はこれに代わる設備の経過措置）

7 平成18年10月1日前から存する指定身体障害者更生施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通所授産施設、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第5条第2号キのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。

8 平成24年4月1日において現に存していた旧指定知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設等となるものについては、当分の間、第5条第2号キの規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

（廊下幅の経過措置）

9 平成18年10月1日前から存する指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第5条の規定を適用する場合においては、同条第8号ア中「1.5メートル」とあるのは「1.35メートル」とする。

10 平成18年10月1日前から存する指定知的障害者通所授産施設、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第5条第8号の規定は、当分の間、適用しない。

11 平成18年10月1日前から存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第5条第8号の規定は、当分の間、適用しない。

12 平成24年4月1日において現に存していた旧指定知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設等となるものについては、当分の間、第5条第8号の規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年2月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第7号

新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年新潟県条例第70号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。
(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。
(指定居宅介護事業所の従業者の員数)

第3条 条例第6条第1項の規則で定めるものは、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年9月厚生労働省告示第538号)に定める者とする。

2 指定居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

3 条例第6条第2項のサービス提供責任者の員数の算定の方法は、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができることとする。

4 前項の事業の規模は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。

(重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業への準用)

第4条 前条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、同条第1項中「第6条第1項」とあるのは「第8条において準用する条例第6条第1項」と、前条第3項中「第6条第2項」とあるのは「第8条において準用する条例第6条第2項」と読み替えるものとする。

(基準該当居宅介護事業所の従業者の員数)

第5条 条例第46条第1項の規則で定めるものは、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものに定める者とする。

2 基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、3以上とする。

3 条例第46条第2項の規則で定めるものは、厚生労働大臣が定める離島その他の地域(平成18年9月厚生労働省告示第540号)に定める離島その他の地域とする。

4 条例第46条第2項の従業者の員数は、1以上とする。

5 条例第46条第3項に規定するサービス提供責任者の数は、1以上とする。

(重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業への準用)

第6条 第5条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、同条第1項中「第46条第1項」とあるのは「第50条第2項において準用する条例第46条第1項」と、第5条第3項及び第4項中「第46条第2項」とあるのは「第50条第2項において準用する条例第46条第2項」と、第5条第5項中「第46条第3項」とあるのは「第50条第2項において準用する条例第46条第3項」と読み替えるものとする。

(指定療養介護事業所の従業者の員数)

第7条 指定療養介護事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医師 健康保険法(大正11年法律第70号)第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上

(2) 看護職員(看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。) 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上

(3) 生活支援員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除した数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を2で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。

(4) サービス管理責任者 指定療養介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

上

2 条例第52条第1項第4号の規則で定めるものは、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月厚生労働省告示第544号）に定める者とする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項の指定療養介護の単位は、指定療養介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

5 第1項第3号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（指定療養介護に係る利用者負担額等）

第8条 条例第57条第2項の規則で定めるところは、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところによるものとする。

2 条例第57条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 日用品費

(2) 前号に掲げるもののほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

第9条 条例第58条の規則で定めるところは、法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところによるものとする。

（指定療養介護の提供に関する記録の整備）

第10条 条例第78条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第61条第1項に規定する療養介護計画

(2) 条例第56条第1項に規定するサービスの提供の記録

(3) 条例第68条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 条例第76条第2項に規定する身体拘束等の記録

(5) 条例第79条において準用する条例第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 条例第79条において準用する条例第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（指定生活介護事業所の従業者の員数）

第11条 指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める数

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害程度区分（厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法（平成18年9月厚生労働省告示第542号）に定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数

(ア) 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除した数以上

(イ) 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上

(ウ) 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数以上

イ 看護職員の数 指定生活介護の単位ごとに、1以上

ウ 理学療法士又は作業療法士の数 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数

エ 生活支援員の数 指定生活介護の単位ごとに、1以上

(3) サービス管理責任者 指定生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項の指定生活介護の単位は、指定生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

- 4 第1項第2号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 5 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
(指定生活介護事業所の設備)

第12条 条例第84条第2項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練・作業室 次に掲げる要件を満たしていること。
ア 利用者1人当たりの床面積は、おおむね3平方メートル以上とすること。
イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。
(指定生活介護に係る利用者負担額等)

第13条 条例第85条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 創作的活動に係る材料費
- (3) 日用品費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第1号に掲げる費用については、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針(平成18年9月厚生労働省告示第545号)に定めるところによるものとする。
(指定生活介護の事業への準用)

第14条 第10条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、同条中「第78条第2項」とあるのは「第96条において準用する条例第78条第2項」と、第10条第1号中「第61条第1項」とあるのは「第96条において準用する条例第61条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第10条第2号中「第56条第1項」とあるのは「第96条において準用する条例第20条第1項」と、第10条第3号中「第68条」とあるのは「第91条」と、第10条第4号中「第76条第2項」とあるのは「第96条において準用する条例第76条第2項」と、第10条第5号及び第6号中「第79条」とあるのは「第96条」と読み替えるものとする。
(基準該当生活介護の基準)

第15条 条例第97条第2号の規則で定める面積は、3平方メートル以上とする。

- 2 条例第97条第3号の規則で定める数は、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上とする。
(基準該当生活介護の事業への準用)

第16条 第13条の規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。この場合において、同条第1項中「第85条第3項」とあるのは、「第99条において準用する条例第85条第3項」と読み替えるものとする。
(指定短期入所事業所の従業者の員数)

第17条 法第5条第8項に規定する施設が指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 指定障害者支援施設(法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。)その他の法第5条第8項に規定する施設(入所によるものに限り、次号に掲げるものを除く。次項において「入所施設等」という。)である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上
- (2) 条例第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業者、条例第154条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者(障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。)第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。)又は条例第197条第1項に規定する指定共同生活援助事業者(ア及び次項において「指定共同生活介護事業者等」という。)である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数
ア 指定短期入所と同時に条例第125条に規定する指定共同生活介護、条例第153条に規定する指定自立訓練

(生活訓練)(省令第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。)又は条例第196条に規定する指定共同生活援助(次項において「指定共同生活介護等」という。)を提供する時間帯 指定共同生活介護事業所等(当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所(条例第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(条例第154条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)又は指定共同生活援助事業所(条例第197条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。))の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ 指定短期入所を提供する時間帯(アに掲げるものを除く。)(ア)又は(イ)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 当該日の指定短期入所の利用者の数が6以下 1以上

(イ) 当該日の指定短期入所の利用者の数が7以上 1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 空床利用型事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 入所施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

(2) 指定共同生活介護事業者等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定短期入所と同時に指定共同生活介護等を提供する時間帯 当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ 指定短期入所を提供する時間帯(アに掲げるものを除く。)(ア)又は(イ)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 当該日の指定短期入所の利用者の数が6以下 1以上

(イ) 当該日の指定短期入所の利用者の数が7以上 1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 単独型事業所に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所、条例第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業所、条例第144条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所、条例第154条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所、条例第164条第1項に規定する指定就労移行支援事業所、条例第175条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所(条例第187条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)、条例第197条第1項に規定する指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)(以下この項において「指定生活介護事業所等」という。))において指定短期入所の事業を行う場合 ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定生活介護、条例第125条に規定する指定共同生活介護、条例第143条に規定する指定自立訓練(機能訓練)、条例第153条に規定する指定自立訓練(生活訓練)、条例第174条に規定する指定就労継続支援A型、条例第187条に規定する指定就労継続支援B型、条例第196条に規定する指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であつて、アに掲げる時間以外の時間 (ア)又は(イ)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 当該日の利用者の数が6以下 1以上

(イ) 当該日の利用者の数が7以上 1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1

を加えて得た数以上

- (2) 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合 前号イ(ア)又は(イ)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ前号イ(ア)又は(イ)に定める数(単独型事業所の設備及び備品等)

第18条 条例第103条第5項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 居室 次に掲げる要件を満たしていること。
ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。
イ 地階に設けてはならないこと。
ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き8平方メートル以上とすること。
エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
オ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- (2) 食堂 次に掲げる要件を満たしていること。
ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。
イ 必要な備品を備えること。
- (3) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 洗面所 次に掲げる要件を満たしていること。
ア 居室のある階ごとに設けること。
イ 利用者の特性に応じたものであること。
- (5) 便所 次に掲げる要件を満たしていること。
ア 居室のある階ごとに設けること。
イ 利用者の特性に応じたものであること。
- (指定短期入所に係る利用者負担額等)

第19条 条例第106条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用
(2) 光熱水費
(3) 日用品費
(4) 前3号に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第1号及び第2号に掲げる費用については、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針に定めるところによるものとする。
- (指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第20条 条例第112条第3号の規則で定める面積は、おおむね7.43平方メートル以上とする。

(基準該当短期入所の事業への準用)

第21条 第19条の規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。この場合において、同条第1項中「第106条第3項」とあるのは、「第113条において準用する条例第106条第3項」と読み替えるものとする。

(指定重度障害者等包括支援事業所の従業者の員数)

第22条 条例第115条第2項に規定するサービス提供責任者の員数は、1以上とする。

- 2 条例第115条第3項の規則で定めるものは、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年9月厚生労働省告示第547号)に定める者とする。

(指定共同生活介護事業所の従業者の員数)

第23条 指定共同生活介護事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 世話人 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
- (2) 生活支援員 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、アからエまでに掲げる数の合計数以上
ア 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成18年厚生労働省令第40号。以下この号において「区分省令」という。)第2条第3号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数
イ 区分省令第2条第4号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数
ウ 区分省令第2条第5号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数
エ 区分省令第2条第6号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

- (3) サービス管理責任者 指定共同生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
- ア 利用者の数が30以下 1以上
- イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
(指定共同生活介護事業所の設備)

第24条 条例第128条第7項の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人することができる。
- (2) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。
(指定共同生活介護に係る利用者負担額等)

第25条 条例第131条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食材料費
- (2) 家賃 (法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合(同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。)は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)
- (3) 光熱水費
- (4) 日用品費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
(指定共同生活介護の事業への準用)

第26条 第10条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、同条中「第78条第2項」とあるのは「第142条において準用する条例第78条第2項」と、第10条第1号中「第61条第1項」とあるのは「第142条において準用する条例第61条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、第10条第2号中「第56条第1項」とあるのは「第142条において準用する条例第56条第1項」と、第10条第3号中「第68条」とあるのは「第142条において準用する条例第91条」と、第10条第4号中「第76条第2項」とあるのは「第142条において準用する条例第76条第2項」と、第10条第5号及び第6号中「第79条」とあるのは「第142条」と読み替えるものとする。

(指定自立訓練(機能訓練)事業所の従業者の員数)

第27条 指定自立訓練(機能訓練)事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める数
- ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
- イ 看護職員の数 指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、1以上
- ウ 理学療法士又は作業療法士の数 指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、1以上
- エ 生活支援員の数 指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、1以上
- (2) サービス管理責任者 指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
- ア 利用者の数が60以下 1以上
- イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 条例第144条第2項に規定する生活支援員の員数は、1以上とする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項第1号の看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

5 第1項第1号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(指定自立訓練(機能訓練)に係る利用者負担額等)

第28条 条例第147条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定自立訓練(機能訓練)において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号に掲げる費用については、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針に定めるところによるものとする。

(指定自立訓練(機能訓練)の事業への準用)

第29条 第10条及び第12条の規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第10条中「第78条第2項」とあるのは「第150条において準用する条例第78条第2項」と、第10条第1号中「第61条第1項」とあるのは「第150条において準用する条例第61条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第10条第2号中「第56条第1項」とあるのは「第150条において準用する条例第20条第1項」と、第10条第3号中「第68条」とあるのは「第150条において準用する条例第91条」と、第10条第4号中「第76条第2項」とあるのは「第150条において準用する条例第76条第2項」と、第10条第5号及び第6号中「第79条」とあるのは「第150条」と、第12条中「第84条第2項」とあるのは「第146条において準用する条例第84条第2項」と読み替えるものとする。

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

第30条 条例第151条第2号の規則で定める面積は、3平方メートル以上とする。

2 条例第151条第3号の規則で定める数は、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上とする。

(基準該当自立訓練(機能訓練)の事業への準用)

第31条 第28条の規定は、基準該当自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、同条第1項中「第147条第3項」とあるのは、「第152条において準用する条例第147条第3項」と読み替えるものとする。

(指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者の員数)

第32条 指定自立訓練(生活訓練)事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活支援員 指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除した数とイに掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上

ア イに掲げる利用者以外の利用者

イ 指定宿泊型自立訓練(指定自立訓練(生活訓練)のうち、省令第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練に係るものをいう。以下同じ。)の利用者

(2) 地域移行支援員 指定宿泊型自立訓練を行う場合、指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、1以上

(3) サービス管理責任者 指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 条例第154条第2項の生活支援員及び看護職員の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活支援員及び看護職員の総数 指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除した数とイに掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上

ア イに掲げる利用者以外の利用者

イ 指定宿泊型自立訓練の利用者

(2) 生活支援員の数 1以上

(3) 看護職員の数 1以上

3 条例第154条第3項に規定する生活支援員の員数は、1以上とする。

4 第1項及び第2項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数に

よる。

- 5 第1項第1号又は第2項の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
（指定自立訓練（生活訓練）事業所の設備）

第33条 条例第156条第2項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練・作業室 次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 利用者1人当たりの床面積は、おおむね3平方メートル以上とすること。
 - イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

2 条例第156条第3項の居室及び浴室の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 居室 次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 一の居室の定員は、1人とすること。
 - イ 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。
- (2) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
（指定自立訓練（生活訓練）に係る利用者負担額等）

第34条 条例第158条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 日用品費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第158条第4項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 光熱水費
- (3) 居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 日用品費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

3 第1項第1号及び前項第1号から第3号までに掲げる費用については、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針に定めるところによるものとする。

（指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する記録の整備）

第35条 条例第159条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第160条において準用する条例第61条第1項の規定により作成する自立訓練（生活訓練）計画
- (2) 条例第157条第1項及び第2項に規定するサービスの提供の記録
- (3) 条例第160条において準用する条例第91条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第160条において準用する条例第76条第2項に規定する身体拘束等の記録
- (5) 条例第160条において準用する条例第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 条例第160条において準用する条例第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（条例第160条の規定により読み替えて適用される条例第23条並びに第132条第1項及び第2項の規則で定める者）

第36条 条例第160条の規定により読み替えて適用される条例第23条並びに第132条第1項及び第2項の規則で定める者は、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成18年9

月厚生労働省告示第553号)に定めるものとする。

(基準該当自立訓練(生活訓練)の基準)

第37条 条例第161条第2号の規則で定める面積は、3平方メートル以上とする。

2 条例第161条第3号の規則で定める数は、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上とする。

(基準該当自立訓練(生活訓練)の事業への準用)

第38条 第28条の規定は、基準該当自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、同条第1項中「第147条第3項」とあるのは、「第162条において準用する条例第147条第3項」と読み替えるものとする。

(指定就労移行支援事業所の従業者の員数)

第39条 指定就労移行支援事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 職業指導員及び生活支援員 アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア 職業指導員及び生活支援員の総数 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

イ 職業指導員の数 指定就労移行支援事業所ごとに、1以上

ウ 生活支援員の数 指定就労移行支援事業所ごとに、1以上

(2) 就労支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

(3) サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項第1号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

4 第1項第2号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

5 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数)

第40条 認定指定就労移行支援事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 職業指導員及び生活支援員 アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア 職業指導員及び生活支援員の総数 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上

イ 職業指導員の数 指定就労移行支援事業所ごとに、1以上

ウ 生活支援員の数 指定就労移行支援事業所ごとに、1以上

(2) サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の従業者の員数については、前条第2項、第3項及び第5項の規定を準用する。

(条例第173条の規定により読み替えて適用される条例第23条並びに第132条第1項及び第2項の規則で定める者)

第41条 条例第173条の規定により読み替えて適用される条例第23条並びに第132条第1項及び第2項の規則で定める者は、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定めるものとする。

(指定就労移行支援の事業への準用)

第42条 第10条、第12条及び第28条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条中「第78条第2項」とあるのは「第173条において準用する条例第78条第2項」と、第10条第1号中「第61条第1項」とあるのは「第173条において準用する条例第61条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労

移行支援計画」と、第10条第2号中「第56条第1項」とあるのは「第173条において準用する条例第20条第1項」と、第10条第3号中「第68条」とあるのは「第173条において準用する条例第91条」と、第10条第4号中「第76条第2項」とあるのは「第173条において準用する条例第76条第2項」と、第10条第5号及び第6号中「第79条」とあるのは「第173条」と、第12条中「第84条第2項」とあるのは「第168条において準用する条例第84条第2項」と、第28条第1項中「第147条第3項」とあるのは「第173条において準用する条例第147条第3項」と読み替えるものとする。

(指定就労継続支援A型事業所の従業者の員数)

第43条 指定就労継続支援A型事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 職業指導員及び生活支援員 アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア 職業指導員及び生活支援員の総数 指定就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上

イ 職業指導員の数 指定就労継続支援A型事業所ごとに、1以上

ウ 生活支援員の数 指定就労継続支援A型事業所ごとに、1以上

(2) サービス管理責任者 指定就労継続支援A型事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項第1号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

4 第1項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(指定就労継続支援A型事業所の設備)

第44条 条例第177条第2項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 訓練・作業室 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 利用者1人当たりの床面積は、おおむね3平方メートル以上とすること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(指定就労継続支援A型の事業への準用)

第45条 第10条及び第28条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条中「第78条第2項」とあるのは「第186条において準用する条例第78条第2項」と、第10条第1号中「第61条第1項」とあるのは「第186条において準用する条例第61条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第10条第2号中「第56条第1項」とあるのは「第186条において準用する条例第20条第1項」と、第10条第3号中「第68条」とあるのは「第186条において準用する条例第91条」と、第10条第4号中「第76条第2項」とあるのは「第186条において準用する条例第76条第2項」と、第10条第5号及び第6号中「第79条」とあるのは「第186条」と、第28条第1項中「第147条第3項」とあるのは「第186条において準用する条例第147条第3項」と読み替えるものとする。

(指定就労継続支援B型の事業への準用)

第46条 第10条、第28条、第43条及び第44条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条中「第78条第2項」とあるのは「第191条において準用する条例第78条第2項」と、第10条第1号中「第61条第1項」とあるのは「第191条において準用する条例第61条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第10条第2号中「第56条第1項」とあるのは「第191条において準用する条例第20条第1項」と、第10条第3号中「第68条」とあるのは「第191条において準用する条例第91条」と、第10条第4号中「第76条第2項」とあるのは「第191条において準用する条例第76条第2項」と、第10条第5号及び第6号中「第79条」とあるのは「第191条」と、第28条第1項中「第147条第3項」とあるのは「第191条において準用する条例第147条第3項」と、第44条中「第177条第2項」とあるのは「第189条において準用する条例第177条第2項」と読み替えるものとする。

(基準該当就労継続支援B型の事業への準用)

第47条 第10条及び第28条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条中「第78条第2項」とあるのは「第195条において準用する条例第78条第2項」と、第10条第1号中「第61条第1項」とあるのは「第195条において準用する条例第61条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第10条第2号中「第56条第1項」とあるのは「第195条において準用する条例第20条第1項」と、第10条第3号中「第68条」とあるのは「第195条において準用する条例第91条」と、第10条第4号中「第76条第2項」とあるのは「第195条において準用する条例第76条第2項」と、第10条第5号及び第6号中「第79条」とあるのは「第195条」と、第28条第1項中「第147条第3項」とあるのは「第195条において準用する条例第147条第3項」と読み替えるものとする。

(指定共同生活援助事業所の従業者の員数)

第48条 指定共同生活援助事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上
- (2) サービス管理責任者 指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
 - ア 利用者の数が30以下 1以上
 - イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

(指定共同生活援助の事業への準用)

第49条 第10条、第24条及び第25条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条中「第78条第2項」とあるのは「第202条において準用する条例第78条第2項」と、第10条第1号中「第61条第1項」とあるのは「第202条において準用する条例第61条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第10条第2号中「第56条第1項」とあるのは「第202条において準用する条例第56条第1項」と、第10条第3号中「第68条」とあるのは「第202条において準用する条例第91条」と、第10条第4号中「第76条第2項」とあるのは「第202条において準用する条例第76条第2項」と、第10条第5号及び第6号中「第79条」とあるのは「第202条」と、第24条中「第128条第7項」とあるのは「第199条において準用する条例第128条第7項」と、第25条中「第131条第3項」とあるのは「第202条において準用する条例第131条第3項」と読み替えるものとする。

(多機能型事業所の従業者の員数等に関する特例)

第50条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第11条第4項、第27条第4項及び第5項、第32条第5項、第39条第3項及び第4項並びに第43条第3項(第4条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとすることができる。

2 条例第203条第2項の規則で定めるものは、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等に定める多機能型事業所とする。

3 多機能型事業所(指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。)は、第11条第1項第3号及び第5項、第27条第1項第2号及び第6項、第32条第1項第3号及び第6項、第39条第1項第3号及び第5項並びに第43条第1項第2号及び第4項(これらの規定を第46条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等に定める多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。

- (1) 利用者の数の合計が60以下 1以上
- (2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(一体型指定共同生活介護事業所等の従業者の員数に関する特例)

第51条 一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所に置くべき世話人及びサービス管理責任者の員数は、第23条第1項第1号及び第3号並びに第48条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 世話人 当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、常勤換算方法で、当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計を6で除した数以上
- (2) サービス管理責任者 当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、ア又はイに掲げる当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
 - ア 利用者の数の合計が30以下 1以上
 - イ 利用者の数の合計が31以上 1に、利用者の数の合計が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上(条例第207条の規則で定めるもの)

第52条 条例第207条の規則で定めるものは、厚生労働大臣が定める離島その他の地域に定める離島その他の地域とする。

(特定基準該当障害福祉サービス事業所の従業者の員数)

第53条 特定基準該当障害福祉サービス事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数(特定基準該当生活介護を提供する事業所に限る。)
- (2) 看護職員 1以上(特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所に限る。)
- (3) 理学療法士又は作業療法士 1以上(特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所に限る。)
- (4) 生活支援員 常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除して得た数及びイに掲げる利用者の数を10で除して得た数の合計数以上
 - ア 特定基準該当生活介護、特定基準該当自立訓練(機能訓練)及び特定基準該当自立訓練(生活訓練)の利用者
 - イ 特定基準該当就労継続支援B型の利用者
- (5) 職業指導員 1以上(特定基準該当就労継続支援B型を提供する事業所に限る。)
- (6) サービス管理責任者 1以上

2 前項第4号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

3 第1項第6号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(特定基準該当障害福祉サービスの事業等への準用)

第54条 第10条及び第12条の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条中「第78条第2項」とあるのは「第211条第1項において準用する条例第78条第2項」と、第10条第1号中「第61条第1項」とあるのは「第211条第1項において準用する条例第61条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第10条第2号中「第56条第1項」とあるのは「第211条第1項において準用する条例第20条第1項」と、第10条第3号中「第68条」とあるのは「第211条第2項から第5項までにおいて準用する条例第91条」と、第10条第4号中「第76条第2項」とあるのは「第211条第2項から第5項までにおいて準用する条例第76条第2項」と、第10条第5号及び第6号中「第79条」とあるのは「第211条第1項」と、第12条中「第84条第2項」とあるのは「第211条第1項において準用する条例第84条第2項」と読み替えるものとする。

2 第13条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、同条第1項中「第85条第3項」とあるのは、「第211条第2項において準用する条例第85条第3項」と読み替えるものとする。

3 第28条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当自立訓練(機能訓練)の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、同条第1項中「第147条第3項」とあるのは、「第211条第3項において準用する条例第147条第3項」と読み替えるものとする。

4 第34条第1項及び第3項(第1項に係る部分に限る。)の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当自立訓練(生活訓練)の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、同条第1項中「第158条第3項」とあるのは、「第211条第4項において準用する条例第158条第3項」と読み替えるものとする。

る。

- 5 第28条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、同条第1項中「第147条第3項」とあるのは、「第211条第5項において準用する条例第147条第3項」と読み替えるものとする。

（条例附則第20項に規定する身体障害者授産施設のうち規則で定めるもの等）

第55条 条例附則第20項に規定する身体障害者授産施設のうち規則で定めるものは、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）附則第21条に規定する厚生労働大臣が定める身体障害者授産施設とする。

- 2 条例附則第20項に規定する精神障害者授産施設のうち規則で定めるものは、基準省令附則第21条に規定する厚生労働大臣が定める精神障害者授産施設とする。

- 3 条例附則第20項に規定する知的障害者授産施設のうち規則で定めるものは、基準省令附則第21条に規定する厚生労働大臣が定める知的障害者授産施設とする。

（委任）

第56条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置）

- 2 当分の間、第1号の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第11条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) アからウまでに掲げる利用者（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害程度区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除した数

イ 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数

ウ 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数

(2) 前号の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者である利用者の数を10で除した数

- 3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

（経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所のうち指定共同生活介護の事業等を一体的に行うもの等における指定共同生活介護の事業等への準用）

- 4 条例附則第9項の経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所のうち指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活介護の事業等」という。）を一体的に行うもの及び条例附則第12項の経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所における指定共同生活介護の事業等については、第51条の規定を準用する。

（指定共同生活介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）

- 5 条例附則第17項及び第18項の場合において、第23条第1項第2号イからエまでの規定中「利用者の数」とあるのは「利用者の数（条例附則第17項又は第18項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数）」とする。

（平成18年10月1日前から存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例）

- 6 平成18年10月1日前から存する法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第30条の2に規定する身体障害者福祉ホーム、法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「旧精神保健福祉法」という。）第50条の2第1項第1号に掲げる精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。

以下「旧知的障害者福祉法」という。)第21条の8に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの(以下「指定知的障害者通勤寮」という。)若しくは旧知的障害者福祉法第21条の9に規定する知的障害者福祉ホーム又は旧精神保健福祉法第50条の2第1項第3号に掲げる精神障害者福祉ホーム(以下「旧精神障害者福祉ホーム」という。)(これらの施設のうち、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。))において行われる指定共同生活介護の事業等について、第24条(第49条において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合には、第24条第2号の規定は、旧精神障害者福祉ホーム(障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。)を除き、当分の間、適用しない。(指定宿泊型自立訓練に関する経過措置)

- 7 精神障害者生活訓練施設、法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧精神保健福祉法第50条の2第1項第2号に掲げる精神障害者授産施設(以下「精神障害者授産施設」という。)(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。))による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第87号。以下「旧精神障害者社会復帰施設基準」という。))第23条第1号に掲げる精神障害者通所授産施設及び同条第2号に掲げる精神障害者小規模通所授産施設を除く。)、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧知的障害者福祉法第21条の6に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの(以下「指定知的障害者更生施設」という。)(整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第81号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。))第2条第1号イに掲げる指定知的障害者入所更生施設に限る。)、旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの(以下「指定特定知的障害者授産施設」という。)(旧知的障害者更生施設等指定基準第2条第2号イに掲げる指定特定知的障害者入所授産施設に限る。))及び指定知的障害者通勤寮において行われる指定自立訓練(生活訓練)の事業について、第33条第2項の規定を適用する場合には、同項第1号ア中「1人」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設(旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の適用を受けるものを除く。))については「2人以下」と、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設(旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の適用を受けるものに限る。)、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設並びに指定知的障害者通勤寮については「4人以下」と、同号イ中「一の居室の面積は」とあるのは「利用者1人当たりの床面積は」と、「7.43平方メートル」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設については「4.4平方メートル」と、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設及び指定知的障害者通勤寮については「6.6平方メートル」とする。
- 8 旧知的障害者更生施設等指定基準附則第4条の規定の適用を受ける指定知的障害者通勤寮については、第33条第2項の規定を適用する場合には、同項第1号ア中「1人」とあるのは「原則として4人以下」と、同号イ中「7.43平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とする。

新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年2月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第8号

新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第71号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(指定児童発達支援事業所の従業者の員数)

第3条 条例第6条第1項の従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 指導員又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 条例第6条第3項の従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 嘱託医 1以上

(2) 看護師 1以上

(3) 児童指導員又は保育士 1以上

(4) 機能訓練担当職員 1以上

(5) 児童発達支援管理責任者 1以上

3 第1項第1号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

4 第1項第1号の指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

第4条 条例第7条第1項の従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 嘱託医 1以上

(2) 児童指導員及び保育士 アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上

イ 児童指導員 1以上

ウ 保育士 1以上

(3) 栄養士 1以上

(4) 調理員 1以上

(5) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第2号アの指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

(設備)

第5条 条例第11条第2項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。

(1) 指導訓練室 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 定員は、おおむね10人とする。

イ 障害児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。

(2) 遊戯室 障害児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。

(指定児童発達支援に係る通所利用者負担額)

第6条 条例第24条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるもの(第1号に掲げる費用にあつては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)とする。

- (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 日用品費
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第1号に掲げる費用については、食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針(平成24年3月厚生労働省告示第231号)に定めるところによるものとする。

(記録の整備)

第7条 条例第55条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第22条第1項に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録
- (2) 児童発達支援計画
- (3) 条例第36条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第45条第2項に規定する身体拘束等の記録
- (5) 条例第51条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 条例第53条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(基準該当児童発達支援事業所の従業者の員数)

第8条 条例第57条の従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
 - ア 障害児の数が10までのもの 2以上
 - イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号の基準該当児童発達支援の単位は、基準該当児童発達支援であつて、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

(基準該当児童発達支援の事業への準用)

第9条 第6条第1項及び第7条の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第24条第3項」とあるのは「第60条において準用する条例第24条第3項」と、第7条中「第55条第2項」とあるのは「第60条において準用する条例第55条第2項」と、第7条第1号中「第22条第1項」とあるのは「第60条において準用する条例第22条第1項」と、第7条第3号中「第36条」とあるのは「第60条において準用する条例第36条」と、第7条第4号中「第45条第2項」とあるのは「第60条において準用する条例第45条第2項」と、第7条第5号中「第51条第2項」とあるのは「第60条において準用する条例第51条第2項」と、第7条第6号中「第53条第2項」とあるのは「第60条において準用する条例第53条第2項」と読み替えるものとする。

(指定医療型児童発達支援事業所の従業者の員数)

第10条 条例第64条第1項の従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数
- (2) 児童指導員 1以上
- (3) 保育士 1以上
- (4) 看護師 1以上
- (5) 理学療法士又は作業療法士 1以上
- (6) 児童発達支援管理責任者 1以上

(指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額)

第11条 条例第68条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号に掲げる費用については、食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針に定めるところによるものとする。

(指定医療型児童発達支援の事業への準用)

第12条 第7条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「第55条第2項」とあるのは「第72条において準用する条例第55条第2項」と、第7条第1号中「第22条第1項」とあるのは「第72条において準用する条例第22条第1項」と、第7条第3号中「第36条」とあるのは「第70条」と、第7条第4号中「第45条第2項」とあるのは「第72条において準用する条例第45条第2項」と、第7条第5号中「第51条第2項」とあるのは「第72条において準用する条例第51条第2項」と、第7条第6号中「第53条第2項」とあるのは「第72条において準用する条例第53条第2項」と読み替えるものとする。

(指定放課後等デイサービス事業所の従業者の員数)

第13条 条例第74条第1項の従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

3 第1項第1号の指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(指定放課後等デイサービスの事業への準用)

第14条 第7条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、同条中「第55条第2項」とあるのは「第79条において準用する条例第55条第2項」と、第7条第1号中「第22条第1項」とあるのは「第79条において準用する条例第22条第1項」と、第7条第3号中「第36条」とあるのは「第79条において準用する条例第36条」と、第7条第4号中「第45条第2項」とあるのは「第79条において準用する条例第45条第2項」と、第7条第5号中「第51条第2項」とあるのは「第79条において準用する条例第51条第2項」と、第7条第6号中「第53条第2項」とあるのは「第79条において準用する条例第53条第2項」と読み替えるものとする。

(基準該当放課後等デイサービス事業所の従業者の員数)

第15条 条例第80条第1項の従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号の基準該当放課後等デイサービスの単位は、基準該当放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

(基準該当放課後等デイサービスの事業への準用)

第16条 第7条の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、同条中「第55条第2項」とあるのは「第82条において準用する条例第55条第2項」と、第7条第1号中「第22条第1項」とあるのは「第82条において準用する条例第22条第1項」と、第7条第3号中「第36条」とあるのは「第82条において準用する条例第36条」と、第7条第4号中「第45条第2項」とあるのは「第82条において準用す

る条例第45条第2項」と、第7条第5号中「第51条第2項」とあるのは「第82条において準用する条例第51条第2項」と、第7条第6号中「第53条第2項」とあるのは「第82条において準用する条例第53条第2項」と読み替えるものとする。

(指定保育所等訪問支援事業所の従業者の員数)

第17条 条例第84条第1項の従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
- (2) 児童発達支援管理責任者 1以上

(指定保育所等訪問支援の事業への準用)

第18条 第7条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、同条中「第55条第2項」とあるのは「第90条において準用する条例第55条第2項」と、第7条第1号中「第22条第1項」とあるのは「第90条において準用する条例第22条第1項」と、第7条第3号中「第36条」とあるのは「第90条において準用する条例第36条」と、第7条第4号中「第45条第2項」とあるのは「第90条において準用する条例第45条第2項」と、第7条第5号中「第51条第2項」とあるのは「第90条において準用する条例第51条第2項」と、第7条第6号中「第53条第2項」とあるのは「第90条において準用する条例第53条第2項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数に関する特例)

第19条 多機能型事業所(条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第3条第1項第1号及び第3項、第4条第1項第2号ア及び第2項並びに第13条第1項第1号及び第2項の規定の適用については、第3条第1項第1号及び第3項並びに第4条第1項第2号ア及び第2項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第13条第1項第1号及び第2項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」とする。

- 2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所(条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第3条第4項及び第13条第3項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。
(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)附則第5条に規定する旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であって、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号。以下「整備法」という。)附則第22条第1項の規定により整備法第5条の規定による改正後の児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「新児童福祉法」という。)第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成27年3月31日までの間は、第3条第1項第2号及び第13条第1項第2号の規定は適用せず、第3条第1項第1号ア及びイ並びに第13条第1項第1号ア及びイの規定の適用については、これらの規定中「10」とあるのは「15」とする。
- 3 整備法附則第22条第2項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされている者に対する第4条第1項第2号アの規定の適用については、当分の間、同号ア中「指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上」とあるのは「通じておおむね障害児である乳児又は幼児の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を7.5で除して得た数の合計数以上」とする。

新潟県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年2月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第9号

新潟県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第72号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(構造設備)

第3条 条例第4条第3項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(記録の整備)

第4条 条例第8条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第19条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画
- (2) 条例第41条第2項に規定する身体拘束等の記録
- (3) 条例第43条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 条例第45条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(設備の基準)

第5条 条例第10条第2項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練・作業室 次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 専ら当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
 - イ 利用者1人当たりの床面積は、おおむね3平方メートル以上とすること。
 - ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- (2) 居室 次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。
 - イ 地階に設けてはならないこと。
 - ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。
 - エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - カ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
 - キ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- (3) 食堂 次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。
 - イ 必要な備品を備えること。
- (4) 浴室 利用者の特性に応じたものとする。
- (5) 洗面所 次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 居室のある階ごとに設けること。
 - イ 利用者の特性に応じたものであること。
- (6) 便所 次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 居室のある階ごとに設けること。
 - イ 利用者の特性に応じたものであること。

(7) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(8) 廊下幅 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。

イ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、職員等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

(職員の配置の基準)

第6条 障害者支援施設に置くべき施設長の員数は、1とする。

2 生活介護を行う場合において障害者支援施設に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める数

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(7)及び(イ)に掲げる数を合計した数以上

(7) a から c までに掲げる平均障害程度区分（厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法（平成18年9月厚生労働省告示第542号）に定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ a から c までに定める数

a 平均障害程度区分が4未満 利用者（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成18年9月厚生労働省告示第553号）に定める者を除く。b及びcにおいて同じ。）の数を6で除した数

b 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数

c 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数

(イ) (7) a の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者である利用者の数を10で除した数

イ 看護職員の数 生活介護の単位ごとに、1以上

ウ 理学療法士又は作業療法士の数 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数

エ 生活支援員の数 生活介護の単位ごとに、1以上

(3) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 条例第11条第2項第3号の規則で定めるものは、指定障害福祉サービス提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月厚生労働省告示第544号）に定める者とする。

4 第2項第2号の生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

5 第2項第2号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 第2項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

7 自立訓練（機能訓練）を行う場合において障害者支援施設に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める数

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

イ 看護職員の数 1以上

ウ 理学療法士又は作業療法士の数 1以上

エ 生活支援員の数 1以上

(2) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

- イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 8 条例第11条第5項に規定する生活支援員の員数は、1以上とする。
- 9 第7項第1号の看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 10 第7項第1号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 11 第7項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 12 自立訓練（生活訓練）を行う場合において障害者支援施設に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
- (2) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
- ア 利用者の数が60以下 1以上
- イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 13 条例第11条第8項の生活支援員及び看護職員の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 生活支援員及び看護職員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
- (2) 生活支援員の数 1以上
- (3) 看護職員の数 1以上
- 14 条例第11条第9項に規定する生活支援員の員数は、1以上とする。
- 15 第12項第1号及び第13項の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 16 第12項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 17 就労移行支援を行う場合において障害者支援施設に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 職業指導員及び生活支援員 アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数
- ア 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
- イ 職業指導員の数 1以上
- ウ 生活支援員の数 1以上
- (2) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上
- (3) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
- ア 利用者の数が60以下 1以上
- イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 18 認定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 職業指導員及び生活支援員 アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数
- ア 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上
- イ 職業指導員の数 1以上
- ウ 生活支援員の数 1以上
- (2) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
- ア 利用者の数が60以下 1以上
- イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 19 第17項第1号又は前項第1号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。
- 20 第17項第2号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 21 第17項第3号又は第18項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 22 就労継続支援B型を行う場合において障害者支援施設に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 職業指導員及び生活支援員 アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数
- ア 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上
- イ 職業指導員の数 1以上

ウ 生活支援員の数 1以上

(2) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

23 前項第1号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

24 第22項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

25 施設入所支援を行う場合において障害者支援施設に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする。

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) サービス管理責任者 当該障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

26 前項第1号の施設入所支援の単位は、施設入所支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

27 この条における利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数)

第7条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、前条第5項、第9項、第10項、第15項、第19項（第18項第1号に係る部分を除く。）、第20項及び第23項の規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員（施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第2項第3号、第6項、第7項第2号、第11項、第12項第2号、第16項、第17項第3号、第18項第2号、第21項、第22項第2号及び第24項の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等に定めるもの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。

(1) 利用者の数の合計が60以下 1以上

(2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(給付金)

第8条 条例第35条の規則で定める給付金は、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第33条の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成23年9月厚生労働省告示第379号）に定めるものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(居室の定員の経過措置)

2 平成18年10月1日前から存する障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年

厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。)による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。)第22条第1号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。以下「知的障害者更生施設」という。)、旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設(旧知的障害者援護施設最低基準第46条第1号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。以下「知的障害者授産施設」という。))又は旧知的障害者福祉法第21条の8に規定する知的障害者通勤寮(以下「知的障害者通勤寮」という。))において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物(同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。))について、第5条の規定を適用する場合においては、同条第2号ア中「4人」とあるのは、「原則として4人」とする。

(居室面積の経過措置)

- 3 平成18年10月1日前から存する法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。)第29条に規定する身体障害者更生施設(以下「身体障害者更生施設」という。)、旧身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設(整備省令による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号。以下「旧身体障害者更生援護施設最低基準」という。)第50条第1号に規定する身体障害者入所授産施設に限る。以下「身体障害者授産施設」という。)、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設又は知的障害者通勤寮において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第5条の規定を適用する場合においては、同条第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。
- 4 平成18年10月1日前から存する法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の2第1項第1号に規定する精神障害者生活訓練施設(以下「精神障害者生活訓練施設」という。))又は同項第2号に規定する精神障害者授産施設(整備省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第87号)第23条第1号に規定する精神障害者通所授産施設及び同条第2号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。以下「精神障害者授産施設」という。))において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第5条の規定を適用する場合においては、同条第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「4.4平方メートル」とする。
- 5 平成18年10月1日前から存する身体障害者更生施設若しくは身体障害者授産施設であって旧身体障害者更生援護施設最低基準附則第2条若しくは第4条の規定の適用を受けているもの又は知的障害者更生施設、知的障害者授産施設若しくは知的障害者通勤寮であって旧知的障害者援護施設最低基準附則第2条から第4条までの規定の適用を受けているものにおいて、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第5条の規定を適用する場合においては、同条第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。
- 6 平成18年10月1日前から存する法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設(以下「身体障害者療護施設」という。))であって、旧身体障害者更生援護施設最低基準附則第3条の規定の適用を受けているものが施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこの施設の建物について第5条の規定を適用する場合においては、同条第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。
(ブザー又はこれに代わる設備の経過措置)
- 7 平成18年10月1日前から存する身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第5条第2号キのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。
(廊下幅の経過措置)
- 8 平成18年10月1日前から存する知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第5条の規定を適用する場合においては、同条第8号ア中「1.5メートル」とあるのは、「1.35メートル」とする。
- 9 平成18年10月1日前から存する知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第5条第8号の規定は、当分の間、適用しない。
- 10 平成18年10月1日前から存する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害

者更生施設又は知的障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第5条第8号イの規定は、当分の間、適用しない。

新潟県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年2月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第10号

新潟県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第73号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(記録の整備)

第3条 条例第9条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第17条第1項に規定する療養介護計画
- (2) 条例第28条第2項に規定する身体拘束等の記録
- (3) 条例第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 条例第32条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(療養介護事業所の職員の配置の基準)

第4条 療養介護事業所に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理者 1
 - (2) 医師 健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上
 - (3) 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。） 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上
 - (4) 生活支援員 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除した数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上置かれている療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を2で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。
 - (5) サービス管理責任者 療養介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
ア 利用者の数が60以下 1以上
イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 条例第12条第1項第5号の規則で定めるものは、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月厚生労働省告示第544号）に定める者とする。
- 3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
- 4 第1項の療養介護の単位は、療養介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 5 第1項第4号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第1項第5号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
(条例第38条の規則で定めるもの)

第5条 条例第38条の規則で定めるものは、厚生労働大臣が定める離島その他の地域（平成18年9月厚生労働省告示第540号）に定める離島その他の地域とする。

(生活介護事業所の設備の基準)

第6条 条例第39条第2項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練・作業室 次に掲げる要件を満たしていること。
ア 利用者1人当たりの床面積は、おおむね3平方メートル以上とすること。
イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(生活介護事業所の職員の配置の基準)

第7条 生活介護事業所に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(3) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める数

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(7)から(9)までに掲げる利用者の平均障害程度区分(厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法(平成18年9月厚生労働省告示第542号)に定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(7)から(9)までに定める数

(7) 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除した数以上

(8) 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上

(9) 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数以上

イ 看護職員の数 生活介護の単位ごとに、1以上

ウ 理学療法士又は作業療法士の数 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数

エ 生活支援員の数 生活介護の単位ごとに、1以上

(4) サービス管理責任者 生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項の生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

4 第1項第3号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

5 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(生活介護の事業への準用)

第8条 第3条の規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、同条中「第9条第2項」とあるのは「第51条において準用する条例第9条第2項」と、第3条第1号中「第17条第1項」とあるのは「第51条において準用する条例第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第3条第2号中「第28条第2項」とあるのは「第51条において準用する条例第28条第2項」と、第3条第3号中「第30条第2項」とあるのは「第51条において準用する条例第30条第2項」と、第3条第4号中「第32条第2項」とあるのは「第51条において準用する条例第32条第2項」と読み替えるものとする。

(自立訓練(機能訓練)事業所の職員の配置の基準)

第9条 自立訓練(機能訓練)事業所に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める数

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

イ 看護職員の数 自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、1以上

ウ 理学療法士又は作業療法士の数 自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、1以上

エ 生活支援員の数 自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、1以上

(3) サービス管理責任者 自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

- 2 条例第53条第2項に規定する生活支援員の員数は、1以上とする。
- 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
- 4 第1項第2号の看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 5 第1項第2号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(自立訓練(機能訓練)の事業への準用)

第10条 第3条、第5条及び第6条の規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第3条中「第9条第2項」とあるのは「第56条において準用する条例第9条第2項」と、第3条第1号中「第17条第1項」とあるのは「第56条において準用する条例第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第3条第2号中「第28条第2項」とあるのは「第56条において準用する条例第28条第2項」と、第3条第3号中「第30条第2項」とあるのは「第56条において準用する条例第30条第2項」と、第3条第4号中「第32条第2項」とあるのは「第56条において準用する条例第32条第2項」と、第5条の見出し及び同条中「第38条」とあるのは「第56条において準用する条例第38条」と、第6条中「第39条第2項」とあるのは「第56条において準用する条例第39条第2項」と読み替えるものとする。

(条例第58条第1項の規則で定めるもの)

第11条 条例第58条第1項の規則で定めるものは、厚生労働大臣が定める離島その他の地域に定める離島その他の地域とする。

(自立訓練(生活訓練)事業所の設備の基準)

第12条 条例第59条第2項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練・作業室 次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 利用者1人当たりの床面積は、おおむね3平方メートル以上とすること。
 - イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

2 条例第59条第3項の居室及び浴室の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 居室 次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 一の居室の定員は、1人とすること。
 - イ 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。
- (2) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

3 条例第59条第7項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(自立訓練(生活訓練)事業所の職員の配置の基準)

第13条 自立訓練(生活訓練)事業所に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理者 1
- (2) 生活支援員 自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除した数とイに掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上
 - ア イに掲げる利用者以外の利用者
 - イ 宿泊型自立訓練の利用者
- (3) 地域移行支援員 宿泊型自立訓練を行う場合、自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、1以上
- (4) サービス管理責任者 自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

- ア 利用者の数が60以下 1以上
イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 条例第60条第2項の生活支援員及び看護職員の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 生活支援員及び看護職員の総数 自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除した数とイに掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上
- ア イに掲げる利用者以外の利用者
イ 宿泊型自立訓練の利用者
- (2) 生活支援員の数 1以上
(3) 看護職員の数 1以上
- 3 条例第60条第3項に規定する生活支援員の員数は、1以上とする。
- 4 第1項及び第2項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
- 5 第1項第2号又は第2項の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
(自立訓練（生活訓練）の事業への準用)

第14条 第3条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、同条中「第9条第2項」とあるのは「第61条において準用する条例第9条第2項」と、第3条第1号中「第17条第1項」とあるのは「第61条において準用する条例第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第3条第2号中「第28条第2項」とあるのは「第61条において準用する条例第28条第2項」と、第3条第3号中「第30条第2項」とあるのは「第61条において準用する条例第30条第2項」と、第3条第4号中「第32条第2項」とあるのは「第61条において準用する条例第32条第2項」と読み替えるものとする。
(就労移行支援事業所の職員の配置の基準)

- 第15条** 就労移行支援事業所に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 管理者 1
- (2) 職業指導員及び生活支援員 アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数
- ア 職業指導員及び生活支援員の総数 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
- イ 職業指導員の数 就労移行支援事業所ごとに、1以上
ウ 生活支援員の数 就労移行支援事業所ごとに、1以上
- (3) 就労支援員 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上
- (4) サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
- ア 利用者の数が60以下 1以上
イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
- 3 第1項第2号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。
- 4 第1項第3号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 5 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
(認定就労移行支援事業所の職員の員数)

第16条 認定就労移行支援事業所に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 職業指導員及び生活支援員 アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア 職業指導員及び生活支援員の総数 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上

イ 職業指導員の数 就労移行支援事業所ごとに、1以上
ウ 生活支援員の数 就労移行支援事業所ごとに、1以上

(3) サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の職員の員数については、前条第2項、第3項及び第5項の規定を準用する。

(就労移行支援の事業への準用)

第17条 第3条、第5条及び第6条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第3条中「第9条第2項」とあるのは「第70条において準用する条例第9条第2項」と、第3条第1号中「第17条第1項」とあるのは「第70条において準用する条例第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第3条第2号中「第28条第2項」とあるのは「第70条において準用する条例第28条第2項」と、第3条第3号中「第30条第2項」とあるのは「第70条において準用する条例第30条第2項」と、第3条第4号中「第32条第2項」とあるのは「第70条において準用する条例第32条第2項」と、第5条の見出し及び同条中「第38条」とあるのは「第70条において準用する条例第38条」と、第6条中「第39条第2項」とあるのは「第70条において準用する条例第39条第2項」と読み替えるものとする。

(就労継続支援A型事業所の設備の基準)

第18条 条例第74条第2項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 訓練・作業室 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 利用者1人当たりの床面積は、おおむね3平方メートル以上とすること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(就労継続支援A型事業所の職員の配置の基準)

第19条 就労継続支援A型事業所に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 職業指導員及び生活支援員 アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア 職業指導員及び生活支援員の総数 就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上

イ 職業指導員の数 就労継続支援A型事業所ごとに、1以上

ウ 生活支援員の数 就労継続支援A型事業所ごとに、1以上

(3) サービス管理責任者 就労継続支援A型事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項第2号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

4 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(就労継続支援A型の事業への準用)

第20条 第3条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、同条中「第9条第2項」とあるのは「第85条において準用する条例第9条第2項」と、第3条第1号中「第17条第1項」とあるのは「第85条において準用する条例第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第3条第2号中「第28条第2項」とあるのは「第85条において準用する条例第28条第2項」と、第3条第3号中「第30条第2項」とあるのは「第85条において準用する条例第30条第2項」と、第3条第4号中「第32条第2項」とあるのは「第85条において準用する条例第32条第2項」と読み替えるものとする。

(就労継続支援B型の事業への準用)

第21条 第3条、第5条、第18条及び第19条の規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第3条中「第9条第2項」とあるのは「第88条において準用する条例第9条第2項」と、第3条第1

号中「第17条第1項」とあるのは「第88条において準用する条例第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第3条第2号中「第28条第2項」とあるのは「第88条において準用する条例第28条第2項」と、第3条第3号中「第30条第2項」とあるのは「第88条において準用する条例第30条第2項」と、第3条第4号中「第32条第2項」とあるのは「第88条において準用する条例第32条第2項」と、第5条の見出し及び同条中「第38条」とあるのは「第88条において準用する条例第38条」と、第18条中「第74条第2項」とあるのは「第88条において準用する条例第74条第2項」と読み替えるものとする。

(条例第89条第4項の規則で定めるもの)

第22条 条例第89条第4項の規則で定めるものは、厚生労働大臣が定める離島その他の地域に定める離島その他の地域とする。

(職員の員数等の特例)

第23条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が20人未満である場合は、第7条第4項、第9条第4項及び第5項、第13条第5項、第15条第3項及び第4項並びに第19条第3項（第21条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第71号。以下「指定通所支援基準条例」という。）の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（指定通所支援基準条例第6条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。

2 条例第90条第2項の規則で定めるものは、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等に定める多機能型事業所とする。

3 多機能型事業所は、第7条第1項第4号及び第5項、第9条第1項第3号及び第6項、第13条第1項第4号及び第6項、第15条第1項第4号及び第5項並びに第19条第1項第3号及び第4項（これらの規定を第21条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等に定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。

(1) 利用者の数の合計が60以下 1以上

(2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

4 条例第89条第4項の規定により、多機能型事業所の利用定員を1人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第7条第1項第3号エ及び第4項、第9条第1項第2号イ及びエ、第4項並びに第5項、第13条第1項第2号及び第5項並びに第21条において準用する第19条第1項第2号及び第3項の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、第1号に掲げる利用者の数を6で除した数と第2号に掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされる生活支援員のうち、1人以上は常勤でなければならない。

(1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）の利用者

(2) 就労継続支援B型の利用者

(条例附則第4項に規定する身体障害者授産施設のうち規則で定めるもの等)

第24条 条例附則第4項に規定する身体障害者授産施設のうち規則で定めるものは、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下「基準省令」という。）附則第6条に規定する厚生労働大臣が定める身体障害者授産施設とする。

2 条例附則第4項に規定する精神障害者授産施設のうち規則で定めるものは、基準省令附則第6条に規定する厚生労働大臣が定める精神障害者授産施設とする。

3 条例附則第4項に規定する知的障害者授産施設のうち規則で定めるものは、基準省令附則第6条に規定する厚生労働大臣が定める知的障害者授産施設とする。

(委任)

第25条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(生活介護事業所に置くべき職員の員数に関する経過措置)
- 2 当分の間、第1号の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等(平成18年9月厚生労働省告示第553号)に定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第7条第1項第3号アの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数の合計以上の数とする。
 - (1) アからウまでに掲げる利用者(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者を除く。以下この号において同じ。)の平均障害程度区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数
 - ア 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除した数
 - イ 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数
 - ウ 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数
 - (2) 前号の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者である利用者の数を10で除した数
- 3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
(宿泊型自立訓練に関する経過措置)
- 4 障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の2第1項第1号に掲げる精神障害者生活訓練施設(以下「精神障害者生活訓練施設」という。)、同項第2号に掲げる精神障害者授産施設(以下「精神障害者授産施設」という。)(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。)による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第87号。以下「旧精神障害者社会復帰施設基準」という。)第23条第1号に掲げる通所施設及び同条第2号に掲げる精神障害者小規模通所授産施設を除く。)、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)第21条の6に規定する知的障害者更生施設(以下「知的障害者更生施設」という。)(整備省令による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。)第22条第1号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。)、旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設(以下「知的障害者授産施設」という。)(旧知的障害者援護施設最低基準第46条第1号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。)及び旧知的障害者福祉法第21条の8に規定する知的障害者通勤寮(以下「知的障害者通勤寮」という。)について、第12条第2項の規定を適用する場合においては、同項第1号ア中「1人」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設(旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の適用を受けるものを除く。)については「2人以下」と、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設(旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の適用を受けるものに限る。)、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設並びに知的障害者通勤寮については「4人以下」と、同号イ中「一の居室の面積は」とあるのは「利用者1人当たりの床面積は」と、「7.43平方メートル」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設については「4.4平方メートル」と、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設及び知的障害者通勤寮については「6.6平方メートル」とする。
- 5 旧知的障害者援護施設最低基準附則第4条の適用を受ける知的障害者通勤寮については、第12条第2項の規定を適用する場合においては、同項第1号ア中「1人」とあるのは「原則として4人以下」と、同号イ中「7.43平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とする。

新潟県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年2月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第11号

新潟県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第74号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(記録の整備)

第3条 条例第7条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第6条に規定するサービスの提供の記録
- (2) 条例第18条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (3) 条例第19条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(設備の基準)

第4条 条例第9条第2項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所 必要な設備及び備品等を備えること。
- (2) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(職員の配置の基準)

第5条 地域活動支援センターに置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 施設長 1
- (2) 指導員 2以上

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

新潟県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年2月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第12号

新潟県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年新潟県条例第75号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(構造設備)

第3条 条例第4条第3項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(記録の整備)

第4条 条例第8条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第7条に規定するサービスの提供の記録
- (2) 条例第16条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (3) 条例第17条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(設備の基準)

第5条 条例第10条第2項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 居室 次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 一の居室の定員は、原則として、1人とする。
 - イ 利用者1人当たりの床面積は、原則として、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。
- (2) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
- (3) 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 共用室 利用者の娯楽、団らん、集会等の用に供する共用の部屋として、利用定員に応じて適当な広さを有すること。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年10月1日前から存する障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の2第4項に規定する精神障害者福祉ホーム又は法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第21条の9に規定する知的障害者福祉ホーム(これらの施設のうち、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)が福祉ホームを営営する事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第5条第1号イの規定は、適用しない。

告 示

◎新潟県告示第176号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

平成25年2月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

地域区域	埋立地の区分
上越市中郷区大字藤沢字西ヶ窪908番地の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号

◎新潟県告示第177号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成25年2月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護 介護予防訪問介護	ホームヘルプステーションまきやま	新潟県長岡市榎山町1592番地1	社会福祉法人長岡三古老人福祉会	平成25年2月1日
訪問介護 介護予防訪問介護	五智聖母の家訪問介護事業所	新潟県上越市五智3丁目1番15号	社会福祉法人フランススコ第三会マリア園	平成25年2月1日

◎新潟県告示第178号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により、介護老人保健施設の開設を次のとおり許可した。

平成25年2月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

施設の名称	所在地	開設者	許可年月日
ユニット型介護老人保健施設晴和会田上園	新潟県南蒲原郡田上町羽生田乙572番地35	医療法人社団晴和会	平成25年2月1日

◎新潟県告示第179号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する第52条第1項の規定により、高橋寅夫ほか10名から申請のあった換地計画について、同法第96条において準用する第52条の2第1項の規定により適当と決定したので、平成25年2月18日から平成25年3月15日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年2月15日

新潟県十日町地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名 (換地区名)	事業名	縦覧の書類	縦覧の場所
津南町 高橋 寅夫 ほか10名	太田新田猫屋敷	区画整理（非補助）	換地計画書の写し	津南町役場

1 この処分について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に新潟県十日町地域振

興局長に申し出ることができる。

- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（処分についての異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第180号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成24年度地籍調査事業計画（平成25年1月11日新潟県告示3号）を次のとおり変更する。

平成25年2月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
新潟市	新潟市の第06-14計画区・第06-15計画区・第02-22-1計画区・第05-16計画区・第03-19-3計画区・第03-20-2計画区・第09-19計画区・第14-11-1計画区・第09-11-1計画区及び第14-12-1計画区	平成24年5月1日から平成25年3月31日まで
長岡市	長岡市の川口北計画区	〃
新発田市	新発田市の第2計画区	〃
小千谷市	小千谷市の第24計画区及び第25計画区	〃
十日町市	十日町市の市街第1計画区・市街第2計画区・市街第3計画区・市街第4計画区・市街第5計画区・吉田第1-1計画区・吉田第1-2計画区・吉田第1-3計画区・吉田第2-1計画区・吉田第3-1計画区及び吉田第3-2計画区	〃
見附市	見附市の第1計画区・第2計画区及び第3計画区	〃
村上市	村上市の第34計画区（山北）・第35計画区（山北）・第36計画区（山北）・第32-2計画区（山北）・第26計画区（朝日）・第28計画区（朝日）・第28-3計画区（朝日）・第26計画区（神林）・第27計画区（神林）・第29計画区（神林）第30計画区（神林）・村上計画区（村上）及び村上計画区（山北）	〃
燕市	燕市の第34計画区・第35計画区・第36計画区及び第37計画区	〃
糸魚川市	糸魚川市の第17計画区・第18計画区及び第20計画区	〃
阿賀野市	阿賀野市の第31計画区・第32計画区・第33計画区・第34計画区・第35計画区及び第36-2計画区	〃

佐渡市	佐渡市の第47計画区・第48計画区及び第64計画区	〃
魚沼市	魚沼市の第7計画区・第8計画区・第41-2計画区・第S8計画区・第S9計画区・第S14計画区・第S16計画区及び第S17計画区	〃
南魚沼市	南魚沼市の第4計画区・第5計画区・第6計画区・第7計画区及び南魚沼市計画区	〃
胎内市	胎内市の第39計画区・第41計画区及び第42計画区	〃
弥彦村	弥彦村の第32計画区・第33計画区及び第34計画区	〃
阿賀町	阿賀町の第1計画区・第2計画区・第5-1計画区・第6-1計画区及び旧三川村計画区	〃
湯沢町	湯沢町の第063計画区・第101計画区・第102-1計画区及び第102-2計画区	〃
刈羽村	刈羽村の第05-1計画区・第05-2計画区・第06-1計画区・第06-2計画区・第07-1計画区・第07-2計画区・第08計画区・第09計画区・第10計画区及び第11-1計画区	〃
関川村	関川村の第12-1計画区・第13-1計画区・第14-1計画区及び関川計画区	〃
粟島浦村	粟島浦村の第6-3計画区及び第4-2計画区	〃

◎新潟県告示第181号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により次のとおり営業の停止を命じた。

平成25年2月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 処分をした年月日 平成25年2月5日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名 有限会社フロンティア 代表取締役 酒井 三男
- 3 主たる営業所の所在地 加茂市陣ヶ峰15番7号
- 4 許可番号 新潟県知事（般-22）第21507号
- 5 処分の内容
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
 - (2) 停止を命ずる期間 平成25年2月20日から平成25年2月22日までの3日間
- 6 処分の原因となった事実

有限会社フロンティア及び同社の従業員は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、平成24年10月10日に三条簡易裁判所から、同社は罰金50万円、同社の従業員は罰金30万円の略式命令を受け、その刑がそれぞれ確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

◎新潟県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山北朝日線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
村上市寒川字大俣 2006 番 2 から	新	4.8～7.2メートル	68.5メートル
同市寒川字大俣2006番 2 まで	旧	4.8～5.4メートル	68.5メートル

◎新潟県告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 山北朝日線
- 2 供用開始の区間
村上市寒川字大俣2006番 2 から同市寒川字大俣2006番 2 まで
- 3 供用開始の期日 平成25年2月15日

◎新潟県告示第184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 404号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市小国町桐沢字川原 2494 番 1 から	新	15.1～18.8メートル	204.8メートル
同市小国町桐沢字川原2408番 1 まで	旧	15.1～18.8メートル	204.8メートル

◎新潟県告示第185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 栃尾守門線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市西中野俣字老松 443 番 1 から	新	6.4～17.4メートル	250.7メートル
同市西中野俣字下林687番3まで	旧	4.7～16.2メートル	250.8メートル

◎新潟県告示第186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 栃尾守門線
- 2 供用開始の区間
長岡市西中野俣字老松443番1から同市西中野俣字下林687番3まで
- 3 供用開始の期日 平成25年2月15日

◎新潟県告示第187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町六日町線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市字大下戊 128 番 1 から	新	11.4～21.2メートル	44.3メートル
同市字大下戊141番1まで	旧	11.4～21.2メートル	44.3メートル

◎新潟県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 十日町六日町線
- 2 供用開始の区間
十日町市字大下戊128番1から同市字大下戊141番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年2月15日

◎新潟県告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松代岡野町線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市桐山字横平1番2から	新	4.6～25.8メートル	652.0メートル
同市桐山字原ノ外丙423番まで	旧	3.2～25.8メートル	650.8メートル

◎新潟県告示第190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上越頸城大潟線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市大潟区蜘蛛池字蛇塚割 1684 番 8 から	新	10.5～13.4メートル	80.8メートル
同市大潟区蜘蛛池字蛇塚割1684番5まで	旧	10.0～12.0メートル	80.8メートル

備考 路線の重用

全区間県道長坂潟町停車場線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長坂潟町停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市大潟区蜘蛛池字蛇塚割 1684 番 8 から	新	10.5～13.4メートル	80.8メートル
同市大潟区蜘蛛池字蛇塚割1684番5まで	旧	10.0～12.0メートル	80.8メートル

備考 路線の重用

全区間県道上越頸城大潟線と重用

◎新潟県告示第191号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年2月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 上越頸城大湯線
- 2 供用開始の区間
上越市大湯区蜘蛛ケ池字蛇塚割1684番8から同市大湯区蜘蛛ケ池字蛇塚割1684番5まで
- 3 供用開始の期日 平成25年2月15日

◎新潟県告示第192号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次の都市計画事業を認可した。

平成25年2月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 施行者の名称
新潟市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 新潟都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・527号網川原線
- 3 事業施行期間
平成18年11月24日から平成27年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

◎新潟県告示第193号

新潟県収入証紙条例（昭和39年新潟県条例第10号）第5条第2項の規定により指定した新潟県収入証紙の売りさばき人の名称を次のとおり変更した。

平成25年2月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

変更前	変更後	変更年月日
財団法人秋葉区交通安全協会	一般財団法人秋葉区交通安全協会	平成24年4月1日

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ICカード化運転免許証作成材料の単価契約について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成25年2月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達案件の名称
ICカード化運転免許証作成材料の単価契約
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。

- (3) 納入期限
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入場所
入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に関する必要事項を示す(入札説明書の配布を含む。)期間、場所及び問合せ先
 - (1) 期間
本公告の日から平成25年3月8日(金)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所
新潟県警察本部警務部会計課調度係
 - (3) 問合せ先
郵便番号 950-8553
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部警務部会計課調度係
電話番号 025-285-0110 内線 2235
- 3 入札に参加する者に必要な資格
本件入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 本公告の日現在で、新潟県物品入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
 - (4) 本調達物品が、警察庁仕様に基づき実施された一般財団法人日本品質保証機構(昭和32年10月28日に財団法人日本機械金属検査協会という名称で設立された法人をいう。)の試験に適合していることを証明した者であること。
 - (5) 本調達物品又はこれと同等以上の類似する物品に係る納入実績があることを証明した者であること。
 - (6) 本調達に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
 - (7) 4に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
 - (8) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 4 本件入札に係る参加資格の確認
本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。
 - (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出
 - ア 提出期間 平成25年2月15日(金)から平成25年3月12日(火)まで(新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで
 - イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部警務部会計課調度係
 - ウ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、アの期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。
 - エ 提出書類 入札説明書による。
 - (2) 参加資格の確認結果
提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。
本件入札に係る参加資格の確認結果については、平成25年3月19日(火)午前11時以降に2(3)へ問い合わせること。
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 平成25年3月28日(木) 午前11時00分
 - (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階意見聴取事務室
- 6 入札手続
 - (1) 入札の方法
次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、2(3)に定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書をし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)を平成25年3月27日(水)の午後5時までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 入札書には、品目ごとの単価(消費税及び地方消費税相当額を除く。)及び当該単価にそれぞれ契約期間中の予定数量を乗じて得た金額とその合計金額を記載すること。

ウ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された品目ごとの単価に契約期間中の予定数量を乗じて得た金額の合計金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 入札保証金

入札金額(入札書に記載した品目ごとの単価に契約期間中の予定数量を乗じて得た金額の総額)に100分の5に相当する額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額に契約期間中の予定数量を乗じて得た金額の総額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(3) 調達手続の停止

平成25年度新潟県一般会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続について停止の措置を行うことがある。

(4) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ この公告に定めるもののほか、本件の入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) The nature of products to be procured:

A sales contract of a unit price of materials for driver's license with integrated circuit

(2) Time and place of bidding:

11:00a.m. March 28, 2013

Center of Formal Hearings, Niigata Prefectural Police Headquarters Building

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata, Japan

(3) For more information, contact:

Accounting Division, police

Administration Department

Niigata Prefectural Police Headquarters

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata, Japan

〒950-8553

Tel 025-285-0110 EXT. 2235

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県警察通信指令システム保守業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成25年2月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

(1) 委託案件の名称

新潟県警察通信指令システム保守業務委託

(2) 委託案件の仕様、契約期間、履行場所等

入札説明書及び仕様書による。

2 入札に関する必要事項を示す（入札説明書の配布を含む。）期間、場所及び問合せ先

(1) 期間 本公告の日から平成25年3月12日（火）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日（以下「休日」という。）を除く。）の各日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 場所及び問合せ先 郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部地域部通信指令課企画運用係

電話番号 025-285-0110 内線 3618

3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 施行令第167条の5の規定に基づき、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）に定める各入札参加資格審査規程にかかる契約以外に指名停止期間中の者でないこと。

(3) 本調達に係る体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(6) 4に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

4 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

- ア 提出期間 平成25年2月15日(金)から平成25年3月12日(火)までの休日を除く各日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部地域部通信指令課企画運用係
- ウ 提出方法 本人(法人にあっては、代表権を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。
- エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

- ア 交付日時 平成25年3月19日(火)午前10時から午前11時まで
- イ 交付場所 (1)イに定める場所

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成25年3月27日(水)午後1時00分
- (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部3階302会議室

6 入札手続

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

- ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。
- イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、2(2)に定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書をし、中封筒に1(1)の委託案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)を平成25年3月26日(火)午後5時までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

- ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。
- イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 入札保証金

入札金額に100分の5に相当する額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

- ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 委託手続の停止又は仕様変更

平成25年度新潟県一般会計予算が議決されなかった等の場合、本件委託の手続について停止又は仕様変更の措置を行うことがある。

(3) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ この公告に定めるもののほか、本件の入札及び業務委託契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

ウ 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be committed:

Management System for Communications Command System

(2) Time and place of bidding:

1 : 00p. m. 27 March, 2013

Niigata Prefectural Police Headquarters

Building Room 302

4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata, Japan

(3) For more information, contact:

Communications Command Division

Community Police Affairs Department

Niigata Prefectural Police Headquarters

4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata, Japan

〒950-8553

Tel 025-285-0110 EXT. 3618

病院局公告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年2月15日

新潟県立中央病院長 矢澤 正知

- 1 調達物品及び数量
手術器械コンテナセット 1式
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所
新潟県立中央病院
新潟県上越市新南町205番地
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成25年1月31日
- 6 落札者の氏名及び住所
源川医科器械株式会社
新潟市中央区東中通2番町27
- 7 落札価格

101,535,000 円

- 8 入札公告日
平成24年12月21日
- 9 落札方式
最低価格

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター感染性廃棄物処理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達はWTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成25年2月15日

新潟県立新発田病院長 矢澤 良光

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター感染性廃棄物処理業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立新発田病院及び新潟県立リウマチセンター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可を受けた者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(7) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2519

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札に係る参加申請書の提出

(1) 入札希望者は平成25年3月26日午後5時15分までに、入札説明書に定める入札参加確認申請書を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は平成25年3月26日に必着させるとともに、簡易郵便を利用すること。

(2) 入札参加確認申請書の提出場所は3(1)とする。

(3) 入札参加確認申請書の様式は入札説明書による。

5 入札、開札の日時及び場所

平成25年3月29日(金) 午前9時00分

新潟県立新発田病院 5階大会議室

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、平成25年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased;

Disposal and commission of infectious waste generated from Niigata Prefectural Shibata Hospital and Niigata Rheumatic Center

(2) Deadline for bid submission

9:00A.M. March 29, 2013

(3) For more information, contact;

Department of Administration, Niigata Prefectural Shibata Hospital

*address: 1-2-8 Hon-cho, Shibata-City, Niigata

〒957-8588

JAPAN

TEL 0254-22-3121 Ext. 2519

監査委員公表

監査結果公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づく財政的援助団体等に係る監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成25年2月15日

新潟県監査委員	山	田	修
新潟県監査委員	西	川	洋吉
新潟県監査委員	大	淵	健
新潟県監査委員	石	上	和男

財政的援助団体等

(出資団体)

団 体 名	出 資 金 額	監 査 年 月 日	監 査 の 結 果 等
公立大学法人新潟県立大学	円 3,462,596,047	平成24年11月5日	特に指摘する事項はない。
公益財団法人新潟県文化振興財団	2,010,000,000	平成24年11月12日	同 上
財団法人新潟県中越大震災復興基金	5,000,000,000	平成24年12月18日	同 上
財団法人新潟県中越沖地震復興基金	3,000,000,000	平成24年12月18日	同 上
公益財団法人柏崎原子力広報センター	150,000,000	平成24年11月15日	同 上
財団法人にいがた産業創造機構	258,971,750	平成24年11月29日	同 上
公益財団法人新潟県雇用環境整備財団	237,310,000	平成24年11月7日	同 上
社団法人新潟県農林公社	312,700,000	平成24年11月13日	(注意事項) 決算諸表の作成、表記に関する事項
公益社団法人新潟県水産振興協会	2,175,503,060	平成24年11月13日	特に指摘する事項はない。
新潟県土地開発公社	30,000,000	平成24年11月13日	同 上
新潟県住宅供給公社	50,200,000	平成24年11月13日	同 上
公益財団法人新潟県下水道公社	34,800,000	平成24年11月5日	同 上
公益財団法人新潟県体育協会	15,000,000	平成24年11月21日	同 上

(公の施設の指定管理者)

団体名	施設名	指定管理料	監査年月日	監査の結果等
公益財団法人新潟県文化振興財団	新潟県民会館	円 58,980,000	平成24年11月12日	特に指摘する事項はない。
公益財団法人柏崎原子力広報センター	新潟県柏崎原子力広報センター	0	平成24年11月15日	同 上
財団法人いがた産業創造機構	新潟県起業化支援・交流拠点施設	9,346,000	平成24年11月29日	同 上
アルビレックス新潟・都市緑花センターグループ ・財団法人新潟県都市緑花センター ・株式会社アルビレックス新潟	新潟県立鳥屋野潟公園(新潟県スポーツ公園北地区)及び清五郎ワールドカップ広場	367,900,000	平成24年10月29日	同 上
鳥屋野潟セントラルパークグループ ・横木造園株式会社 ・株式会社新潟グリーンテック	新潟県立鳥屋野潟公園(女池地区及び鐘木地区)	78,435,000	平成24年11月6日	同 上
株式会社柏崎マリン開発	新潟県柏崎マリーナ	0	平成24年11月1日	同 上
新潟県政記念館運営グループ ・株式会社新潟ビルサービス ・新潟市上古町商店街振興組合	新潟県政記念館	8,192,900	平成24年11月15日	同 上
公益財団法人新潟県体育協会	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター	153,800,000	平成24年11月21日	同 上

(補助団体)

団体名	補助事業名	補助金額	監査年月日	監査の結果等
公立大学法人新潟県立大学	公立大学法人新潟県立大学運営費交付金	850,564,280 円	平成24年11月5日	特に指摘する事項はない。
学校法人新潟明訓高等学校	私立学校(高等学校)振興補助金	360,066,000	平成24年11月20日	同 上
同 上	私立学校(中学校)振興補助金	72,006,000	平成24年11月20日	同 上
同 上	私立高等学校等学費軽減事業補助金	11,446,680	平成24年11月20日	同 上
同 上	魅力ある私立高校づくり支援事業補助金	8,000,000	平成24年11月20日	同 上
公益財団法人新潟県文化振興財団	新潟県文化振興財団事業補助金	22,988,003	平成24年11月12日	同 上
日本赤十字社新潟県支部	看護師等養成所運営費補助金	10,877,000	平成24年11月12日	同 上
同 上	院内保育所運営費補助金	2,750,000	平成24年11月12日	同 上
同 上	新人看護職員研修事業費補助金	1,216,000	平成24年11月12日	同 上
同 上	救命救急センター運営事業	112,145,000	平成24年11月12日	同 上
同 上	受入困難事案患者受入医療機関支援事業	3,066,000	平成24年11月12日	同 上
同 上	がん診療連携拠点病院機能強化事業	7,157,000	平成24年11月12日	同 上
同 上	防災訓練等参加支援事業	75,000	平成24年11月12日	同 上
同 上	災害拠点病院設備整備事業	723,000	平成24年11月12日	同 上
同 上	災害派遣医療チーム研修事業	471,000	平成24年11月12日	同 上
同 上	臨床研修医受入支援モデル事業	185,000	平成24年11月12日	同 上
同 上	感染症指定医療機関運営事業	10,650,000	平成24年11月12日	同 上
同 上	結核予防費補助金	15,572	平成24年11月12日	同 上
同 上	新潟県周産期母子医療センター運営事業補助金	48,644,000	平成24年11月12日	同 上
同 上	新型インフルエンザ対策事業費補助金	1,197,000	平成24年11月12日	同 上
同 上	臨床修練外国医師受入事業補助金	760,071	平成24年11月12日	同 上

		円		
財団法人にいがた産業創造機構	にいがた産業創造機構運営費	626,273,591	平成24年11月29日	特に指摘する事項はない。
同 上	創業・経営革新総合支援事業	204,470,095	平成24年11月29日	同 上
同 上	外部人材による新ビジネス展開支援事業	6,022,000	平成24年11月29日	同 上
同 上	クラウド活用型ビジネス創出事業	8,372,909	平成24年11月29日	同 上
同 上	地域結集型研究開発プログラム事業	3,000,000	平成24年11月29日	同 上
同 上	地域中核企業見本市等出展支援事業	65,763,114	平成24年11月29日	同 上
同 上	建設企業経営革新支援事業	11,791,700	平成24年11月29日	同 上
同 上	新エネルギー産業群形成推進事業	11,429,149	平成24年11月29日	同 上
同 上	円高対策設備投資緊急促進事業	840,981,000	平成24年11月29日	同 上
同 上	新成長設備投資促進事業	147,212,000	平成24年11月29日	同 上
同 上	起業チャレンジ奨励事業	90,528,129	平成24年11月29日	同 上
同 上	新潟県中小企業外国出願支援事業	5,823,000	平成24年11月29日	同 上
同 上	中国ビジネスマッチング事業負担金	187,705	平成24年11月29日	同 上
同 上	モンゴル経済交流推進事業負担金	105,870	平成24年11月29日	同 上
同 上	北東アジアビジネス推進事業負担金	500,000	平成24年11月29日	同 上
同 上	県産品販路拡大・情報発信支援事業	142,699,664	平成24年11月29日	同 上
同 上	新潟県ソウル事務所運営事業負担金	27,724,000	平成24年11月29日	同 上
同 上	新潟県大連経済事務所運営事業負担金	24,435,000	平成24年11月29日	同 上
同 上	県産品韓国輸出振興事業負担金	2,041,437	平成24年11月29日	同 上
新潟県職業能力開発協会	職業能力開発協会事業補助金	42,439,822	平成24年11月15日	同 上
社団法人新潟県農林公社	農地保有合理化促進事業	33,083,000	平成24年11月13日	同 上

社団法人新潟県農林公社	農地保有合理化緊急 売買促進事業	円 1,562,979	平成24年11月13日	特に指摘する事項はない。
同 上	農地保有合理化事業 推進体制強化事業	27,652,537	平成24年11月13日	同 上
同 上	新潟版所得保障モデル 事業(水田経営安定化・フル活用モデル 事業)	21,614,000	平成24年11月13日	同 上
同 上	担い手ビジネス力向 上支援事業	1,850,000	平成24年11月13日	同 上
同 上	青年農業者円滑確保 育成推進事業(新規 就農相談センター補 助金)	17,685,748	平成24年11月13日	同 上
同 上	民有林造林事業	96,370,473	平成24年11月13日	同 上
同 上	森林整備加速化・林 業再生事業	31,725,000	平成24年11月13日	同 上
同 上	農林公社職員給与事 業	3,230,615	平成24年11月13日	同 上
同 上	森林整備活性化資金 助成事業	18,689,458	平成24年11月13日	同 上
同 上	分収林整備高度化事 業	306,000	平成24年11月13日	同 上
同 上	にいがたフォレス ト・ワーク支援事業	7,009,000	平成24年11月13日	同 上
同 上	利用間伐ジャンプ アップ事業	762,000	平成24年11月13日	同 上
新潟県高等学校体育 連盟	高等学校ブロック・ 全国大会派遣費補助 金	16,065,000	平成24年11月21日	同 上
同 上	高等学校総合体育大 会補助金	3,380,000	平成24年11月21日	同 上
同 上	定時制等体育大会補 助金	300,000	平成24年11月21日	同 上
同 上	北信越高等学校体育 大会補助金	700,000	平成24年11月21日	同 上

監査結果公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成25年2月15日

新潟県監査委員 山 田 修
新潟県監査委員 西 川 洋 吉
新潟県監査委員 大 湊 健
新潟県監査委員 石 上 和 男

普通会計
(県民生活・環境部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
歴史博物館	平成24年12月26日	平成23年度	平成23年11月1日から 平成24年3月31日まで	適正と認めた。 (注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
		平成24年度	平成24年4月1日から 平成24年10月31日まで	

(教育庁)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
教育センター	平成24年12月28日	平成23年度	平成23年11月1日から 平成24年3月31日まで	適正と認めた。 同 上
		平成24年度	平成24年4月1日から 平成24年10月31日まで	
新潟向陽高等学校	平成24年12月28日	平成23年度	平成23年11月1日から 平成24年3月31日まで	同 上 同 上
		平成24年度	平成24年4月1日から 平成24年10月31日まで	
荒川高等学校	平成24年12月28日	平成23年度	平成23年11月1日から 平成24年3月31日まで	同 上 同 上
		平成24年度	平成24年4月1日から 平成24年10月31日まで	
中条高等学校	平成24年12月18日	平成23年度	平成23年11月1日から 平成24年3月31日まで	同 上 同 上
		平成24年度	平成24年4月1日から 平成24年10月31日まで	
阿賀野高等学校	平成24年12月19日	平成23年度	平成23年11月1日から 平成24年3月31日まで	同 上 (注意事項) 歳入の収納に関する事項
		平成24年度	平成24年4月1日から 平成24年10月31日まで	
長岡農業高等学校	平成24年12月25日	平成23年度	平成23年11月1日から 平成24年3月31日まで	適正と認めた。 同 上
		平成24年度	平成24年4月1日から 平成24年10月31日まで	
長岡工業高等学校	平成24年12月21日	平成23年度	平成23年10月1日から 平成24年3月31日まで	同 上 同 上
		平成24年度	平成24年4月1日から 平成24年9月30日まで	
正徳館高等学校	平成25年1月8日	平成23年度	平成23年10月1日から 平成24年3月31日まで	同 上 同 上
		平成24年度	平成24年4月1日から 平成24年10月31日まで	
栃尾高等学校	平成24年12月20日	平成23年度	平成23年10月1日から 平成24年3月31日まで	同 上 同 上
		平成24年度	平成24年4月1日から 平成24年10月31日まで	
見附高等学校	平成24年12月20日	平成23年度	平成23年11月1日から 平成24年3月31日まで	同 上

新潟県中央工業高等学校	平成24年12月19日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
吉田高等学校	平成24年12月26日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
分水高等学校	平成25年 1月 4日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
加茂高等学校	平成25年 1月11日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
小千谷高等学校	平成25年 1月 7日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	同 上
		平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
小出高等学校	平成24年12月26日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項
		平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
国際情報高等学校	平成24年12月19日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年 9月30日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
八海高等学校	平成24年12月21日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年 9月30日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
		平成23年度	平成23年10月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
塩沢商工高等学校	平成24年12月27日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
十日町総合高等学校	平成24年12月28日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年 9月30日まで	同 上
		平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
川西高等学校	平成24年12月25日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年 9月30日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項
		平成23年度	平成23年10月 1日から 平成24年 3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項
松代高等学校	平成24年12月21日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年 9月30日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成23年10月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上

柏崎高等学校	平成24年12月27日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年 9月30日まで	同 上
柏崎総合高等学校	平成24年12月27日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項
高田北城高等学校	平成24年12月20日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	同 上
上越総合技術高等学校	平成24年12月20日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	同 上
直江津高等学校	平成24年12月25日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
有恒高等学校	平成24年12月27日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	同 上
安塚高等学校	平成24年12月27日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	同 上
新井高等学校	平成24年12月19日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	同 上
糸魚川白嶺高等学校	平成25年 1月11日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	同 上
津南中等教育学校	平成24年12月25日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年 9月30日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項
直江津中等教育学校	平成24年12月25日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項
小出特別支援学校	平成25年 1月 8日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	同 上
高田特別支援学校	平成25年 1月 4日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項

新潟県立幼稚園	平成25年 1月 7日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	同 上

(警察本部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
小千谷警察署	平成24年12月28日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
十日町警察署	平成24年12月27日	平成23年度	平成23年10月 1日から 平成24年 3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年 9月30日まで	適正と認めた。
妙高警察署	平成24年12月21日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	同 上